

# 自動車リサイクル法 フロン類回収業者

## 登録申請の手引き

### 1. 申請書の作成等

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。
- (2) 使用済自動車からフロン類の回収を行う事業者は登録申請が必要です。
- (3) 提出部数は正本1部です。  
(申請者において提出書類の控え(コピー)を保管して下さい。)

### 2. 登録申請手数料

- (1) フロン類回収業者登録申請手数料 5,000円(更新は4,000円)
- (2) 申請時に窓口で現金をお納め下さい。(釣り銭のないようご協力下さい。)

### 3. 提出先

富山市環境部環境政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

(富山市役所東館2階)

TEL 076-443-2178 (直通) FAX 076-443-2122

令和 3 年 1 月

富山市環境部環境政策課

# 記 載 例

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者 登 録 申 請 書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

令和〇〇年 〇月 〇日

申請する日を記入

該当しない方を消す

富 山 市 長 〇〇 〇〇 殿

住所・氏名は登記簿、  
住民票どおり記載す  
ること

(郵便番号) 123-4567  
住 所 富山県富山市新総曲輪1丁目1番1号  
氏 名 株式会社回収促進  
代表取締役 回収 次郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 (123)456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名
かいしゅう ごろう 回収 五郎	代表取締役
かいしゅう たろう 回収 太郎	取締役
かいしゅう はなこ 回収 花子	監査役

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の指名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	株式会社回収促進 富山事業所
所在地	(郵便番号) 098-7654 富山県富山市新桜町1丁目1番1号 電話番号 (098)765-4321

回収しようとするフロン類の種類

C F C		○	該当する欄に ○を付ける
H F C		○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	2 台	台

「回収しようとするフロン類の種類」と「設備の種類」が一致していること。

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## フロン類回収業者の登録後の手続き等について

### (1) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

電子マニフェストによる移動報告等を行うため自動車リサイクルシステムへの事業者登録が別途必要になります。登録申込先は自動車リサイクルシステム事業者登録センターです。

### (2) 標識の掲示

事業所ごとに、氏名又は名称、登録番号を記載した標識を掲示しなければなりません。標識の大きさは、縦横それぞれ20cm以上のもの。

### (3) 登録更新（様式第三）

5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

### (4) 変更届出（様式第四）

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届出書を提出しなければなりません。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

（添付書類）

- ・個人の場合 → 住民票の写し
- ・法人の場合 → 登記簿の謄本
- ・欠格事項に該当しない旨の誓約書

※登記簿の謄本及び住民票の写し等にあつては、発効日より3か月以内のもの

イ 事業所の名称及び所在地（添付書類：事業所の新旧対照表）

ウ 法人である場合、役員の名（添付書類：登記簿の謄本、役員の名新旧対照表）

エ 回収しようとするフロン類の種類

オ 回収の用に供する設備の種類

（エ、オの変更の場合における添付書類）

1. フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類

- 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
- 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

2. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

変更届出書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

- フロン類回収設備の種類
  - CFC 用、HFC 用、CFC・HFC 兼用
- 回収設備の能力
  - 200g/min 未満、200g/min 以上

（参考）回収の用に供する設備の種類の変更については、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

例えば、台数が増減した場合において、下表のケース1のように設備の種類が変更した場合（1→0台、0→1台）は届出が必要ですが、ケース2のように設備の種類として変更がない場合（1→2台）は届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前	変更後	届出
-----	-----	-----	----

1	CFC 用 1台 CFC・HFC 兼用 0台	CFC 用 0台 CFC・HFC 兼用 1台	必 要
2	CFC・HCFC 兼用 1台	CFC・HCFC 兼用 2台	不 要

(4) フロン類回収量等に関する報告

フロン回収業者は、事業所ごとに次の事項を年度ごと集計し、毎年4月 30 日までに情報管理センターへ報告しなければなりません。

- ① 自動車製造業者等に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ② 再利用をしたフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ③ 年度終了日において保管していたフロン類の種類ごとの量

(5) 廃業等の届出（施行規則様式第1号）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

	該当する事項	届 出 者
ア	フロン類回収業の廃止	フロン類回収業者であった、個人又はその法人を代表する役員
イ	死亡	その相続人
ウ	合併による法人の消滅	その法人の代表する役員であった者
エ	破産による法人の解散	その破産管財人
オ	合併及び破産以外の理由による法人の解散	その清算人